

通達甲(副監. 警. 教. 教2)第17号

平成6年10月14日

各 部長、参事官 殿
所属長

副総監

○ 指定手話通訳員運用要綱の制定について

[沿革] 平成28年9月 通達甲(副監. 総. 企. 組)第15号改正

このたび、別添のとおり、指定手話通訳員運用要綱を制定し、平成6年10月14日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

記

第1 制定の趣旨

手話通訳が可能な職員を、あらかじめ「手話通訳員」として指定し、手話を必要とする場合に迅速的確に対応することにより、障害者の気持ちに配慮した警察活動の推進を図るものである。

第2 制定の要点

- 1 指定手話通訳員の指定基準及び指定手続を定めた。
- 2 指定手話通訳員の招集手続及び運用要領を定めた。

別添

指定手話通訳員運用要綱

第1 目的

この要綱は、指定手話通訳員の指定及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指定手話通訳員の任務

指定手話通訳員は、警察が関与する講習会及び催物、ろうあ者が関係する事案の取扱い等に対し、手話技能を生かし、障害者の立場に立って手話通訳を行うことを任務とする。

第3 指定手話通訳員の指定基準

指定手話通訳員は、警視庁手話技能検定規程(平成6年9月5日訓令甲第29号)に定める1級位の手話技能を有する警部補以下の警察職員のうち、真に適任と認められる者の中から指定する。

第4 指定手話通訳員の推薦

所属長は、所属職員のうち、前第3の指定基準に該当する者がある場合は、その都度、「指定手話通訳員推薦・異動通知書」により該当者を教養課長(教養企画第一係経由。以下同じ。)に推薦するものとする。

第5 指定手話通訳員の指定

- 1 教養課長は、指定手話通訳員推薦・異動通知書を受理したときは、適任者を選考し、その結果について、警務部長に報告するものとする。
- 2 警務部長は、教養課長が報告した者のうち、適任と認めるものについて、本部の所属長からの推薦にあつては関係部長の同意を得て、警察署長からの推薦にあつては関係方面本部長の意見を求めた後、指定手話通訳員に指定するものとする。
- 3 指定手話通訳員の指定期間は3年とし、支障のない場合は、その期間を更新することができる。
- 4 教養課長は、指定手話通訳員の指定があつたとき、又は指定期間が更新されたときは、関係所属長、関係方面本部長及び関係部長に通知するものとする。

- 5 警務部長は、指定手話通訳員に対し、別記様式第2の「指定手話通訳員証」を交付するものとする。
- 6 指定手話通訳員の指定期間中は、教養課との併任勤務とする。

第6 指定手話通訳員の要請

- 1 所属長は、講習会、催物等を開催する場合において、手話通訳を必要とするときは、あらかじめ教養課長に指定手話通訳員の派遣要請を行うことができる。
- 2 所属長は、ろうあ者が関係する事案が発生し、手話通訳を必要とする場合は、教養課長に指定手話通訳員の派遣要請を行うことができる。

第7 指定手話通訳員の招集

- 1 招集の手続
 - (1) 教養課長は、前第6の要請があった場合において、手話通訳員の派遣が必要であると認めるときには、招集する指定手話通訳員、招集期間その他必要事項について関係所属長と協議の上、派遣するものとする。
 - (2) 教養課長は、指定手話通訳員を招集し、派遣した場合は、速やかに警務部長に報告するものとする。
- 2 招集人員
指定手話通訳員の招集人員は、原則として1所属1名とする。
- 3 招集期間
指定手話通訳員の招集期間は、1週間以内とする。ただし、派遣先所属長からの要請に基づき教養課長が特に必要と認める場合は、当該指定手話通訳員の所属長と調整の上、必要な期間継続することができる。
- 4 招集解除
 - (1) 教養課長は、指定手話通訳員の運用に当たっては、招集の早期解除に留意し、招集期間内であっても、招集を継続する必要がなくなると認めるときは、招集を解除するものとする。
 - (2) 教養課長は、招集を解除したときは、速やかに関係所属長に通知するものとする。

第8 指定手話通訳員の異動等の通知

所属長は、自所属の指定手話通訳員に配置換え等の異動があったときは、その

都度、指定手話通訳員推薦・異動通知書により教養課長に通知するものとする。

第9 指定手話通訳員の教養訓練

- 1 教養課長は、指定手話通訳員の教養訓練に当たるものとする。
 - 2 所属長は、自所属の指定手話通訳員の手話技能の向上に努めるとともに、教養課長が実施する教養訓練を積極的に受講させるものとする。
-